

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

伊奈町長 大島 清

市町村名 (市町村コード)	伊奈町 (113018)	
地域名 (地域内農業集落名)	伊奈北部地区 (小針新宿(畑)、羽貫(全域)、大針(畑))	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月27日 (第1回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・当地域は、水稻を中心に野菜や果樹類の栽培を行っている。
- ・農業者の高齢化による離農の可能性が高く、今後後継者不足が深刻化し、担い手の確保が困難になることが予想される。また、小規模農地が多く、農地が分散しているため、地域内外の多様な担い手へ農地を集め、耕作者ごとに農地の集約化が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻を主要作物とし、農村環境に配慮した減農薬・現肥料栽培に段階的に取り組む。
- ・農業者はできるだけ現状維持に努め、その後は地域内の中心的な担い手へ農地の集積・集約化を図る。
- ・地域外から参入を希望する農業法人等の多様な担い手については、地域農業者等の意向を確認しつつ、農業が有する多面的機能を加味して、地域全体で地域農業の仕組みの整備を進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	49.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	49.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

- ・農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・ 地域の中心となる担い手を核として農地の集積・集約化を進めるとともに、農地面積の集約を継続的に農業委員・農地利用最適化推進委員等と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・ 地域全体の農地を農地バンクに貸し付けることを中心に、担い手への経営意向を十分に踏まえ、段階的に農地の集約化を図ることを基本とする。その際、農業委員や農地利用最適化推進委員と調整し、所有者の貸付意向に配慮する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・ 羽貫地区東部の水田地帯においては、農地耕作条件改善事業を通じて農地の区画拡大等の基盤整備を進める。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・ 地域内の担い手を中心に経営の意向を踏まえながら担い手として育成していく。また、地域内の調整状況を踏まえ、地域外の農業法人等との調整を図り、関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
—

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

②環境にやさしい農業生産を促進するため、減農薬・減肥料の生産体系を促進していく。

⑦集落環境保全を図るため、多面的機能活動組織による保全活動を中心に、農業基盤施設の維持管理を適切に行っていく。